

## 災害時に避難支援が必要な方へ

市では、災害時に自身での避難が困難な方の氏名・住所などを記載した避難行動要支援者名簿を作成しています。本人の同意がある場合は、警察、消防、一部の自治会など、関係機関にも名簿を提供し、避難支援に活用します。名簿の提供先について詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

### ◎名簿登録の対象となる方

市内に住民登録があり、次の

いずれかに該当する方が名簿に登録されます。新規登録者には、情報提供同意確認書を送付しますので、返送してください。

なお、対象となりない方も、申請により登録することができますので、詳しくは、問い合わせてください。

\*要介護認定3～5の方  
\*身体障害者手帳1級・2級、または、第1種身体障害者手帳を持つ方

\*施設入所中の方を除きます。  
☆詳しくは、福祉総務係へ。

\*愛の手帳1度・2度を持つ方  
\*精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持つ方

\*国または都の難病に関する医療費助成を受けており、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方



## 都営住宅の入居者を募集

入居資格がそれぞれ定められていますので、詳しくは、募集案内をご覧ください。

◇募集する住宅  
\*家族向・単身者向一般住宅  
\*若年夫婦・子育て世帯向定期使用住宅  
\*居室内で病死などがあった住宅

宅係・総合案内カウンター、東部出張所、あいぽっぽ、緑会館、武蔵野会館で（閉所・休館日を除く）  
◆申し込み 11月18日（必着）まで  
◆抽選 12月24日（火）の午前9時30分から都庁（新宿区）で  
☆詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ。  
電話 010-810-10570  
※郵送＝申込書を渋谷郵便局（留置）へ

◇募集案内・申込書の配布  
11月1日～12日に市役所住

入居者募集サイトで  
\*インターネット＝都営住宅



## 障害のある方へ手当を支給しています

☆詳しくは、障害福祉係へ。

下の表のとおり手当を支給しています。手当ごとに所得制限や診断書の提出の有無などがあり、判定の方法が異なりますので、受給を希望する方は事前に障害福祉係へ問い合わせてください。

### ▼障害のある方へ支給する手当一覧

手当の種類	支給の対象	支給額(月額)
特別児童扶養手当 (国手当)	重度または中程度の疾患・障害(身体・知的・精神)のある20歳未満の方(母子生活支援施設以外の児童福祉施設などに入所している児童を除く)を扶養している父・母または養育者	1級＝5万5350円 2級＝3万6860円 ※申請内容に応じて級が認定されます。
特別障害者手当 (国手当)	20歳以上で、著しく重度の障害状態にあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(施設入所中、病院に3か月を超えて入院中の方などを除く)	2万8840円
障害児福祉手当 (国手当)	20歳未満で、重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(施設入所中の方などを除く)	1万5690円
重度心身障害者手当 (都手当)	次のいずれかに該当する方(施設入所中、病院に3か月を超えて入院中、65歳以上の新規申請の方などを除く) *重度の知的障害があり、日常生活で複雑な配慮を要する *重度の知的障害と重度の身体障害が重複している *重度の肢体不自由で、両上・下肢とも機能が失われている	6万円
心身障害者福祉手当 (都手当)	20歳以上で、身体障害者手帳1級・2級、または、愛の手帳1～3度、または、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方(施設入所中、65歳以上の新規申請の方などを除く)	1万5500円
心身障害者福祉手当 (市手当)	身体障害者手帳3級・4級、または、愛の手帳4度の方(施設入所中、生活保護受給中、65歳以上の方などを除く)	4000円
特殊疾病者福祉手当 (市手当)	難病医療費助成を受けている方(施設入所中、生活保護受給中、65歳以上の方などを除く)	5000円

※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給額は、令和6年4月分から改定されています。